

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
(東京都議会での論戦その2特集) 2025年12月16日 NO. 765

東京都議会での論戦、「学校徴収金」に関する各政党の主張と坂本教育長の答弁

教育施策について伺います。物価高騰の影響は義務教育にも及んでいます。公立の小中学校では、原則として教科書等は無償のはずですが、隠れ教育費である教材費、制服、ホテル料金高騰による修学旅行費などが家計を圧迫しています。

教育は、未来を見据えた未来への投資であり、学用品や修学旅行費などを含めた教育の完全無償化に積極的に取り組むべきと考えますが、見解を伺います。

あわせて、都立の小中学校についても同様に取り組むべきと考えますが、見解を伺います。（立憲ミネ無）

義務教育の無償化についてでございますが、保護者の負担する教育費に対する支援は、設置者がそれぞれの判断で対応をするものでございます。

憲法が定める義務教育における無償とは、最高裁判決で、授業料の不徴収の意味と解するのが相当であり、その他教育に必要な一切の費用の無償を定めたものではないとされております。

都は、こうした考え方によりまして、保護者の負担する教育費について判断をしているところでございます。（坂本教育長）

小中学校の学校徴収金の「支援」に踏み出すべき 設置者がそれぞれ判断して対応すべき

教育費の無償化、負担軽減も重要です。私の地元足立区が、子育て世帯に行ったアンケートでは、教育にお金がかかり過ぎるという回答が6割を占め、副教材費や制服の補助があると楽になるなどの声が多く寄せられました。

区は、この声に応えて、小中学校の副教材費と修学旅行費の無償化を実施し、さらに、来年度から、公立、私立とも入学準備金十万元の支給を開始します。このような教育費の負担軽減が23区内に広がっています。

都内の全ての子供に豊かな教育を保障するために、学用品や修学旅行費の無償化などの支援に踏み出すべきです。知事、いかがですか。

来年度から、国が都立と私立高校の授業料無償化を拡充することで、都の支出は約5百億円軽減されると見込まれます。

この財源を生かして、都立学校の教材費無償化、私立学校の経常費補助拡充、入学金、施設費の保護者負担軽減などを進めることを求めます。見解を伺います。（日本共産党）

義務教育の無償化についてでございますが、物価の高騰により保護者の負担の増える中、教育費に対する支援について、基本的には設置者がそれぞれの判断で対応するものでございます。（坂本教育長）

補正予算で給食費を含む学校徴収金を公会計化等するためのシステム導入・改修等を推進

文部科学省は、2026年度からの小学校段階におけるいわゆる給食無償化を円滑に実施するため、学校給食費を含む学校徴収金を公会計化等するためのシステムの導入。改修等を推進します。予算額42億円。

給食費を公会計化している自治体は、34.8%。文部科学省は、公会計化に必要なシステムの導入や改修費用の半額を補助し、自治体の求めに応じ、改修のサポートなどを担う支援員も派遣する考えです。給食費の徴収・管理を公会計化していない自治体では、主に学校の教職員が、保護者から給食費を徴収し、校長が金融機関の個人口座などで管理しています。しかし、このやり方は、教職員の負担となり、不透明な金銭管理が「着服」などを引き起こしています。

文部科学省の小中学校の耐震対策 全国で71.0% 東京都で82.1%実施

全国の小中学校で、壁や天井などの耐震対策が完了している学校は、27,115校中19,261校、71.0%。東京都では、1,867校中1,532校、82.1%です。財政難で、対策が進んでいない自治体もあり、都道府県によって実施状況の差が生じています。対策の進まない理由として、「学校の統廃合を検討中で、改修計画が立てられない」「予算の制約で見通しが立たない」などがあるという。文部科学省は、自治体が公立学校の耐震対策を行う費用について、1校あたり2億円を上限に3分の1を補助しているといいます。

東京都教育委員会 カスハラ対策でガイドライン案を公表 過度な謝罪や不当な異動要求

東京都のカスハラ防止条例の成立を契機に、都教委はガイドライン案を作成しました。年度内に完成させ、来年度から実施する予定だという。

カスハラの具体例として、

○家庭からは、高圧的な要求、長時間の居座り・電話、土下座や過度な謝罪の要求、評定・内申点に関する不当な要求などを例示。

○地域からは、児童・生徒の登下校時の行動や公園での遊び方といった、学校管理外の事項に対する苦情や要求、学校の敷地や施設・備品などの貸し出しに関する過剰な要求・無断使用など。

○教職員が取る具体策として、面談時間は、平日の放課後とし、原則として30分を目安、状況に応じて1時間まで対応する。

○複数の教職員で関与する、事前に断った上でボイスレコーダーで録音なども明記。5回目以降の面談では、弁護士が学校の代理人として対応する。